

川越市告示第九号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十三年川越市告示第二百六十三号により指定した形質変更時要届出区域の一部について指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十四年二月十五日

川越市長 川 合 善 明

一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域

別図のとおり（川越市新宿町五丁目十三番一、同番五、同番六十二〔旧同番一の一部〕、同番六十三〔旧同番一の一部〕、同番六十四〔旧同番一の一部〕、同番六十五〔旧同番一の一部〕、同番六十六〔旧同番二の一部〕、同番六十七〔旧同番二の一部〕、同番六十八〔旧同番二の一部〕及び同番六十九〔旧同番二の一部〕の各一部）

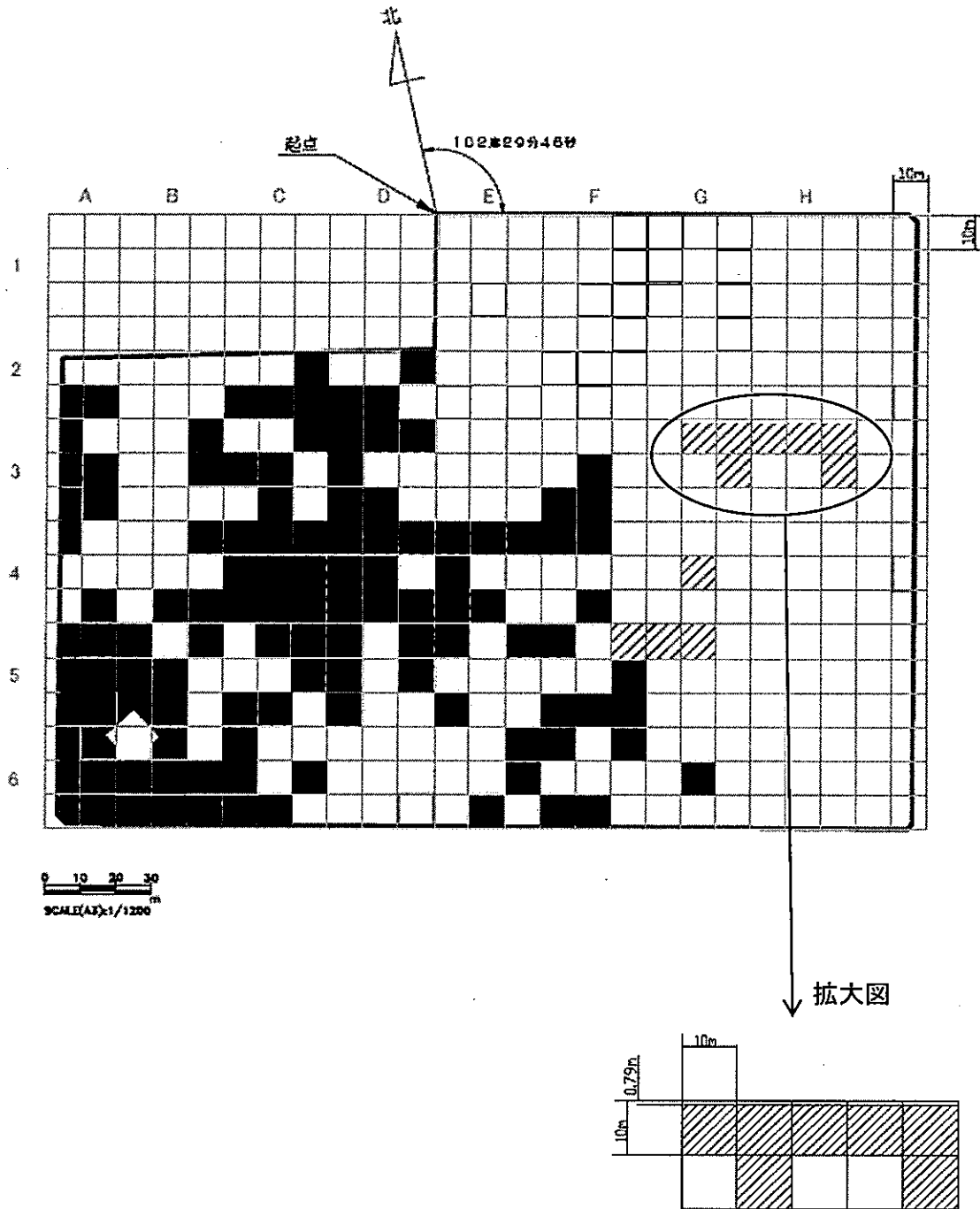
二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類

ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去（基準不適合土壤の掘削による除去）

別図



■ : 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域

▨ : 形質変更時要届出区域

起点

起点は、調査対象地（川越市新宿町五丁目13番60【旧同番2】）の最北端とする。

格子の回転角度：102度29分46秒

起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、起点を支点として右回りに回転させた角度を示す。